

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	水質汚濁防止法		法令番号	昭和45年法律第138号		
手続名	有害物質使用特定施設等の届出に係る計画変更又は廃止命令		根拠条項	第8条第2項		
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出及び施設の構造等の変更の届出があった場合で、第12条の4の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から60日以内に限り処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ぜらる。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所	目次	